議案第１９５号

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例等の一部を改正する条例

（さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部改正）

第１条　さいたま市総合療育センターひまわり学園条例（平成１３年さいたま市条例第１５９号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（使用料） 第１３条　法第２１条の５の３第１項に規定する指定通所支援を受けた保護者（前条第１項第３号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する通所特定費用を、児童発達支援センターの使用料として、市長に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第１項第２号に該当する児童の保護者　法第２１条の５の４第４項第１号に掲げる額 ２　［略］	（使用料） 第１３条　法第２１条の５の３第１項に規定する指定通所支援を受けた保護者（前条第１項第３号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する通所特定費用を、児童発達支援センターの使用料として、市長に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第１項第２号に該当する児童の保護者　法第２１条の５の４第３項第１号に掲げる額 ２　［略］

（さいたま市さくら草学園条例の一部改正）

第２条　さいたま市さくら草学園条例（平成１３年さいたま市条例第１６５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（利用料金） 第５条　法第２１条の５の３第１項に規定する指定通所支援を受けた保護者（第３条第１項第３号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する通所特定費用を、学園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第８条第１項に規定する指定管理者をいう。次項及び第７条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第３条第１項第２号に該当する児童の保護者　法第２１条の５の４第４項第１号に掲げる額 ２　［略］	（利用料金） 第５条　法第２１条の５の３第１項に規定する指定通所支援を受けた保護者（第３条第１項第３号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する通所特定費用を、学園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第８条第１項に規定する指定管理者をいう。次項及び第７条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第３条第１項第２号に該当する児童の保護者　法第２１条の５の４第３項第１号に掲げる額 ２　［略］

（さいたま市はるの園条例の一部改正）

第３条　さいたま市はるの園条例（平成２２年さいたま市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（利用料金） 第５条　法第２１条の５の３第１項に規定する指定通所支援を受けた保護者（前条第１項第３号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する通所特定費	（利用料金） 第５条　法第２１条の５の３第１項に規定する指定通所支援を受けた保護者（前条第１項第３号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する通所特定費

用を、園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第８条第１項に規定する指定管理者をいう。次項及び第７条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第１項第２号に該当する児童の保護者　法第２１条の５の４第４項第１号に掲げる額 ２　［略］	用を、園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第８条第１項に規定する指定管理者をいう。次項及び第７条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第１項第２号に該当する児童の保護者　法第２１条の５の４第３項第１号に掲げる額 ２　［略］

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。